（敷地権利変換計画に定めるべき事項）

第九十八条　法第百九十一条第一項第十四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　分割実施敷地持分を有する者が分割実施敷地並びに除却マンション敷地又は非除却マンション敷地に存する建物（団地共用部分を除く。）について有する所有権

二　敷地分割後の団地共用部分の共有持分が与えられることとなる者の敷地分割前の団地共用部分の共有持分（団地共用部分がある場合に限る。）及びその価額

（都道府県知事等の認可を要しない敷地権利変換計画の変更）

第九十九条　敷地権利変換計画の変更のうち法第百九十七条の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百九十一条第一項第二号又は第五号に掲げる事項の変更

二　法第百九十一条第一項第八号から第十号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

三　前二号に掲げるもののほか、敷地権利変換計画の変更で、当該変更に係る部分について利害関係を有する者の同意を得たもの

（審査委員の同意を要しない敷地権利変換計画の変更）

第百条　敷地権利変換計画の変更のうち法第百九十八条の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　法第百九十一条第一項第二号又は第五号に掲げる事項の変更

二　法第百九十一条第一項第八号から第十号までに掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更

（敷地権利変換計画の公告事項等）

第百一条　組合は、敷地権利変換計画の認可を受けたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　敷地分割事業の名称

二　組合の名称

三　事務所の所在地

四　敷地権利変換計画に係る分割実施敷地の区域に含まれる地域の名称

五　敷地権利変換期日

六　敷地権利変換計画の認可を受けた年月日

2　組合は、敷地権利変換計画の変更の認可を受けたとき又は敷地権利変換計画について第九十九条各号に掲げる軽微な変更をしたときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　前項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項

二　敷地権利変換期日について変更がされたときは、その変更の内容

三　敷地権利変換計画の変更の認可を受けた年月日又は敷地権利変換計画について第九十九条各号に掲げる軽微な変更をした年月日

3　法第百九十九条第一項の規定により通知すべき事項は、敷地権利変換計画の認可を受けたときにあっては、第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び敷地権利変換計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とし、敷地権利変換計画の変更の認可を受けたとき又は敷地権利変換計画につき第九十九条各号に掲げる軽微な変更をしたときにあっては、同項第一号から第四号まで及び前項第三号に掲げる事項並びに敷地権利変換計画の内容のうちその通知を受けるべき者に係る部分とする。

（新設）

（新設）

（新設）